



現場説明書の改正について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成15年5月27日

管第448号
平成15年5月27日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥取港湾事務所長 } 様

県土整備部長
(公印省略)

現場説明書の改正について（通知）

このことについて、下記理由により別添のとおり改正し、平成15年6月10日以降に起工決裁する工事から適用することとしましたので通知します。

記

1 特記事項2

建設副産物の搬出先の表現についての記述が、当初に記載された搬出先以外への搬出を一切認めないような表現となっていたため。

現場説明書

特記事項 1

工 程	<p>① (他工事等との調整) _____ については、_____ と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>② (部分完成、着工保留) _____ については、_____ まで _____ (すること、しないこと)。</p> <p>③ (施工時間) _____ の施工時間は、_____ ～ _____ とする。</p> <p>④ (施工時期選択制度) この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は _____ 年 _____ 月 _____ 日までとし、実工事期間は _____ 日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。</p>
用地 関係	<p>① (用地、物件等未処理) 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____ 頃 _____ の予定である。</p>
支 障 物 件	<p>① (埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、_____ [未調査・調査済み] である。</p> <p>② (支障物件) _____ の施工に当って、_____ が支障となっているが、_____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③ (立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、_____ に置くこと。</p>
公 害 対 策	
安 全 対 策	<p>① (交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 なお、交通整理員として延べ _____ 名を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p>
工 事 用 道 路	
仮 設 備	
排 水 ・ 濁 水 処 理	<p>① (濁水処理) 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難い場合は別途協議すること。</p>

現場説明書

特記事項 2

	① (他工事等流用)	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。
	② (建設技術センター)	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。なお、処理費として 1 当り 900 円をセンターに支払うこと。
	③ (自由処分)	建設発生土は自由処分とし、片道運搬距離 _____ km を見込んでいる。
建設 副 産 物	④ (分別解体等)	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。 なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1 当り _____ 円 アスファルト塊 1 当り _____ 円 建設発生木材 1 当り _____ 円
	⑤ (再資源化施設へ搬出)	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 <u>再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。</u> なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	(施設の名称・受入れ費用)	コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円 アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円 建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 当り _____ 円 その他 () _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円
	(受入れ時間帯)	8 時～17 時 (平日)
	(受入れ条件)	ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm 以下、長さ _____ m 以下であること。 エ 2 次公害発生の恐れのある物質 (廃油等) を含まないこと。
	⑥ (他工事等流用)	[Co 塊・ _____] は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。
	⑦ (最終処理等)	_____ については、 _____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し、その費用として 1 t 当り _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 <u>産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。</u>
	⑧ (産業廃棄物の処理に係る税)	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。
	① (その他)	本工事は、 _____ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事に適用)

※明示する項目を _____ 部分に記入または追記し、不要部分は—で削除して使用すること。